

別紙 1

(1) 居宅介護支援の利用料金（基本料金及び加算料金）は、以下の通りですが、要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので**自己負担はありません**。

- ・基本料金

要介護 1・2	10,860 円
要介護 3・4・5	14,110 円

・加算料金・・・各々について、要件を満たした場合に算定されます。

加 算 名	料 金	要 件 (抜 粋)
特定事業所加算 (II)	4210 円	常勤の主任介護支援専門員が 1 名以上配置されていること。 常勤の介護支援専門員が 3 名以上配置されていること。 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等目的とした会議を定期的開催すること。 24 時間連絡体制が確保されていること。 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合に、支援が困難な事例に居宅介護支援を提供していること。 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保していること。 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研究会等の実施一人当たりの受け持ち件数が 4 5 名未満であること。
特定事業所 医療介護連携加算 (IV)	1250 円	特定事業所加算(I)～(III)のいずれかを取得し、退院・退所加算の算定に医療機関等と連携を年間 35 回以上行い、ターミナルケアマネジメント加算を年間 5 回以上算定
初回加算	3000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。要介護状態が二区分以上変更の場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携 加算 (I)	2500 円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに 当該病院又は診療所職員に対して当該利用者に関わる必要な情報を提供した場合に算定 (提供方法は問わない) ※必要な情報とは、具体的には当該利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況をいう。当該加算については、利用者一人につき 1 月に 1 回を限度とする。 入院情報提供する。
入院時情報連携 加算(II)	2000 円	利用者が入院するに当たって医療機関へ必要な情報を提供した場合に算定 (提供方法は問わない) 入院した日の翌日又は翌々日に、情報提供する。
退院・退所加算 I イ : カンファレンス無 1 回	4500 円	利用者の退院・退所に当たって当該病院・施設の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で一回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービス調整を行った場合に算定する。 I イ : 1 回 II イ : 2 回以上受けた場合
II イ : カンファレンス無 2 回	6000 円	

退院・退所加算 I ロ：カンファレンス有1回 IIロ：カンファレンス有 2回III：カンファレンス有	6000円 7500円 9000円	Iロ：利用者の退院、退所に当たって医療機関・施設の職員から利用者に関する必要な情報をカンファレンスにより、一回受けていること。 IIロ：利用者の退院、退所に当たって医療機関・施設の職員から利用者に関する情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。 III：利用者の退院に当たって医療機関・施設の職員から利用者に関する情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2000円	病院の求めにより、病院の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定する。1月に2回を限度として加算する。
ターミナルケアマネジメント加算	4000円	在宅で死亡した利用者に対して（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）が対象。24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 利用者又は、その家族の同意を得た上で死亡日及び死亡日14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医の医師等の助言を得つつ利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者への提供
通院時情報連携加算	500円	利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする。 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合

* 保険料の滞納により、法定代理受領をできなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日お住まいの市区町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。